

光地区消防組合火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月17日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

光地区消防組合規則第1号

光地区消防組合火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

光地区消防組合火災予防条例等施行規則（昭和59年光地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条本文中「様式」の次に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加える。

第22条中「別記第26号様式」及び「別記第27号様式」の次に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加える。

別記第15号様式中 「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備
ヒートポンプ・冷暖房機 設置届出書
火花を生ずる設備・放電加工機 」

を 「炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
一般サウナ設備・ヒートポンプ・冷暖房機 設置届出書 に改める。
火花を生ずる設備・放電加工機 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第15号様式の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。